

学校基本調査の概要

1 調査の目的

学校教育行政上必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とします。

2 根拠法令

統計法(平成19年法律第53号)及び学校基本調査規則(昭和27年文部省令第4号)に基づいています。

3 調査の種類、主な調査事項及び調査対象

学校基本調査は、次の調査から成り立っています。

調査の種類	主な調査事項
	調査対象
学 校 調 査	学校数、学級数、在学者数、教職員数、入学者数 等 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校
学校通信教育調査	学校数、学級数、在学者数、教職員数、入学者数 等 通信制課程を置く高等学校及び中等教育学校
卒業後の状況調査	卒業者の進学、就職等の状況 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中学部及び特別支援学校の高等部
不就学学齢児童生徒調査	学齢児童生徒の就学の免除・猶予の状況、1年以上居所不明の学齢児童生徒数、死亡した学齢児童生徒数 各市町教育委員会
学校施設調査	学校の土地及び建物の用途別、構造別等の面積 ・私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校 ・公立の幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校

4 調査の範囲

- (1) 学校教育法第1条による学校のうち、国立の学校、大学及び高等専門学校を除く公立・私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項による幼保連携型認定こども園
- (3) 学校教育法第124条による専修学校
- (4) 同法第134条第1項による各種学校
- (5) 同法第18条による不就学学齢児童及び生徒

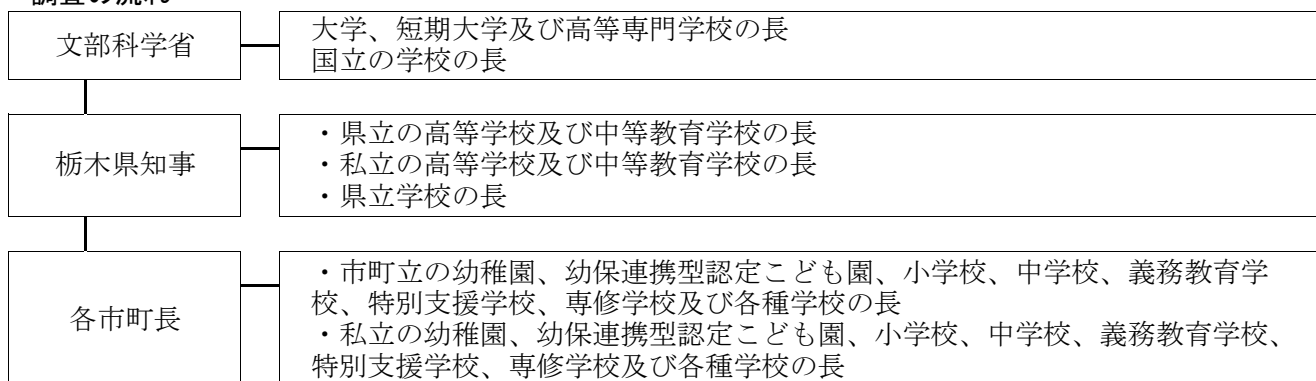
※国立の学校、大学、短期大学及び高等専門学校については、文部科学省が直接調査を行っています。

5 調査期日

令和元年5月1日です。

ただし、卒業後の状況調査は平成31年3月卒業者の状況です。また、長期欠席者数、高等学校通信制課程の入学者数、各種学校の卒業生数は前年度間の状況です。

6 調査の流れ



7 利用上の注意

- (1) この報告書は、県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び不就学学齢児童生徒の集計結果を、県においてとりまとめたものです。
また、大学、短期大学及び高等専門学校については、文部科学省が直接実施した調査から、本県が独自に集計しとりまとめたものです。
なお、後日、文部科学省が公表する数値が確定値となります。
- (2) 計数には、国立の学校を含んでいます。
- (3) 学校数には、分校及び休校中の学校も1校として計上しています。
- (4) 学級数は、認可されている学級の数です。
- (5) 特別支援学校で、二つの部にまたがって学級編成がされている場合は、それぞれ1学級として計上しています。
- (6) 園児・児童・生徒数は、学校の指導要録が作成されている者の数であり、調査期日に在籍する全ての者を計上しています。
なお、外国人を含んでいます。
- (7) 教員数の本務者には、充て指導主事、留学者、退職者、教員組合事務専従者、産休者、育児休業者、産休代替教員及び育休代替教員を含んでいます。
- (8) 産業別就職者の分類は、「日本標準産業分類」によります。
- (9) 職業別就職者の分類は、「日本標準職業分類」によります。
- (10) 統計表の符号は次のとおりです。

符 号	内 容
-	計数がない項目
0.0	計数が単位未満の項目
▲	計数がマイナスの項目
…	調査していない項目

- (11) 割合(%)の算出については、表示桁数未満を四捨五入していますので、合計した数値が100.0%にならない場合があります。

8 用語の説明

用 語	説 明
就 園 率	小学校及び義務教育学校第1学年児童数のうち、当該年3月の幼稚園及び幼保連携型認定こども園修了者数の占める割合
教 員 (教育・保育職員)	校(園)長、副校(園)長、教頭、主幹(保育)教諭、指導(保育)教諭、(保育)教諭、助(保育)教諭、(主幹)養護教諭、養護助教諭、(主幹)栄養教諭及び講師の総称
教 諭 等	幼保連携型認定こども園で、保育士の登録を受けておらず、幼稚園の教諭の普通免許状又は幼稚園の助教諭として発令された者 ただし、保育教諭として発令された者を除く
保 育 士	幼保連携型認定こども園で、幼稚園教諭の免許状を有さず、保育士の登録を受けており、保育士として発令された者 ただし、保育教諭として発令された者を除く
教育(・保育) 補 助 員	幼稚園(幼保連携型認定こども園)で、園長、副園長、教頭、主幹(保育)教諭、指導(保育)教諭、(保育)教諭、助(保育)教諭、(主幹)養護教諭、養護助教諭、(主幹)栄養教諭、講師、教諭等、保育士以外で、教育活動の補助を行っている者 教員免許状の有無は問わない
職 員 (その他の職員)	事務職員、実習助手、学校図書館事務員、技術職員、養護職員(看護師等)、学校栄養職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員・その他等、教員以外の学校職員の総称
本務者・兼務者	当該学校の専任の教職員を本務者といい、それ以外の者を兼務者という。両者の区別は、原則として辞令による。 ただし、辞令で明確でない場合は、俸給が多く支給されている学校を本務とし、それ以外を兼務とする。また、非常勤の講師は兼務者として扱う。
負担法による者	市町村立学校職員給与負担法により都道府県費から給与が支給されている教職員

用語		説明
学級	単式	同学年の児童生徒で編成されている学級
	複式	2以上の学年の児童生徒で編成されている学級
	特別支援	学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒で編成されている学級 知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他の障害がある者で、当該学級において教育を行うことが適当な者で編成されている学級
長期欠席者		平成31年3月31日に在学する者で、前年度間に連続して又は断続して30日以上欠席した者
	病気	心身の故障などで入院、通院、自宅療養のため長期欠席した者
	経済的理由	家計が苦しく教育費が出せない、本人が働いて家計を助けているなどの理由で、長期欠席した者
	不登校	「病気」、「経済的理由」以外の心理的、感情的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくてもできないため長期欠席した者
	その他	「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者。具体例としては、保護者の教育への考え方や無理解・無関心などの家庭の事情や、「病気」と「不登校」など欠席理由が二つ以上あり、主たる理由が特定できない者など
帰国児童生徒		海外勤務者等の子どもで、引き続き1年を超える期間海外に在留し、平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に帰国した児童生徒
幼保連携型認定こども園		幼稚園的機能と保育所的機能の両方を併せ持つ単一の施設。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という。）の改正により、学校及び児童福祉施設としての性質を持つ単一の施設として平成27年4月1日から新たに創設された。
義務教育学校		心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校。学校教育法の改正により9年間一貫した系統的な教育課程を編成・実施する学校種として平成28年4月1日から設置された。
中等教育学校		中高一貫教育の実施を目的とした学校。中学校及び高等学校の6年間を前期課程3年と後期課程3年として、一つの学校で一貫した教育体制で行う。
特別支援学校		視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施す学校
専修学校		学校教育法第124条に定められた学校。職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。修業年限が1年以上であり、授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上で、教育を受ける者が常時40人以上ある学校をいう。
各種学校		学校教育法第134条に定められた学校。同法第1条の学校及び同法第124条の専修学校以外のもので、学校教育に類する教育を行う。
専修学校の課程	高等課程	中学校を卒業した者を前提とし、同等以上の学力があると認められた者を入学資格とする課程
	専門課程	高等学校を卒業した者を前提とし、これに準ずる学力があると認められた者を入学資格とする課程
	一般課程	特に入学資格を定めない課程
進学者	高等学校等	高等学校の本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科に進学した者（進学しかつ就職した者を含む）
	大学等	大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）に進学した者（進学しかつ就職した者を含む）
進学率		卒業生総数のうち進学者数（進学しかつ就職した者を含む）の占める比率
入学志願者数		願書を提出した者の実数であり、同一人が複数校に提出した場合もそれぞれ1人とする。同一校の複数課程（学科）に志願し、いずれも合格した場合は実際に進学した方を、いずれも不合格の場合は、第一志望を志願先として計上する。
公共職業能力開発施設		国、都道府県、市町村、事業主等が公共職業訓練又は認定職業訓練を行うために設置した施設

用語	説明
就職者	<p>経常的収入を得るため仕事に就いた者。自家・自営業を含む。 ただし、家事手伝い、臨時的な仕事は含めない。</p>
正規の職員等	<p>正規の職員・従業員、自営業主等。雇用期間の定めのない者として就職した者又は個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者</p>
正規の職員等でない者	<p>雇用期間が1年以上で期間の定めのある者であり、かつ1週間の所定の労働時間が概ね40～30時間程度の者</p>
卒業者に占める就職者の割合	<p>卒業者総数のうち就職者（進学・入学かつ就職した者を含む）の占める比率</p>
就学猶予・免除	<p>学校教育法第18条により、市町村教育委員会が、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して就学の義務を猶予又は免除をすること。</p>